

農業次世代人材投資事業等交付要綱

平成24年8月21日 担い手第691号制定

(趣旨)

第1条 知事は、農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号。以下「次世代実施要領」という。）又は千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号。以下「就農準備資金等実施要領」という。）に基づき、本事業を行う市町村及び就農に向けて、県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年9月20日規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき資金として交付金を交付する。

(経費及び交付率)

第2条 事業の区分、経費及び交付率は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする者が次の各号に該当する者は交付の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定により資金交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、別表の準備型又は新規就農促進研修支援事業（以下、「研修支援事業」という。）にあつては、令和4年4月1日付け改正通知以前の次世代実施要領（以下、「旧次世代実施要領」という。）第6の1の（3）の規定に基づく交付申請書（旧次世代実施要領別紙様式第3号-1）を、就農準備資金にあつては、就農準備資金等実施要領第6の1の（3）の規定に基づく交付申請書（就農準備資金等実施要領別紙様式第3号）を知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表の重要な変更の欄に掲げる変更に限る。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び進捗状況を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(変更の承認申請)

第5条 市町村長は、前条の規定により知事の承認を受けようとするときには、変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 別表の準備型又は研修支援事業の交付を受けた者（以下「準備型等交付対象者」という。）が交付の中止又は休止をしようとする場合は、旧次世代実施要領第6の1の（5）の規定に基づく中止届（旧次世代実施要領別紙様式第6号-1）又は旧次世代実施要領第6の1の（6）のアの規定に基づく休止届（旧次世代実施要領別紙様式第7号-1）を知事に提出しなければならない。

また、休止届を提出した準備型等交付対象者が研修を再開する場合は、旧次世代実施要領第6の1の（6）のイの規定に基づく研修再開届（旧次世代実施要領別紙様式第8号-1）を知事に提出しなければならない。

- 3 別表の就農準備資金の交付を受けた者（以下「就農準備資金交付対象者」という。）が交付の中止又は休止をしようとする場合は、就農準備資金等実施要領第6の1の（5）の規定に基づく中止届（就農準備資金等実施要領別紙様式第6号）又は就農準備資金等実施要領第6の1の（6）のアの規定に基づく休止届（就農準備資金等実施要領別紙様式第7号）を知事に提出しなければならない。

また、休止届を提出した就農準備資金交付対象者が研修を再開する場合は、就農準備資金等実施要領第6の1の（6）のイの規定に基づく研修再開届（就農準備資金等実施要領別紙様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 市町村長は、資金の交付の決定があった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、当該資金の交付決定に係る実施状況を遂行状況報告書（別記様式第3号）により知事に翌月末までに提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときには、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は資金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。ただし、準備型等交付対象者又は就農準備資金交付対象者にあつては、第3条に規定する資金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

(額の確定)

第8条 知事は、実績報告の提出があったときは、交付決定の内容及び附した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、事業を実施した市町村長、準備型等交付対象者又は就農準備資金交付対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により資金の交付の請求をしようとするときは、交付請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、準備型等交付対象者又は就農準備資金交付対象者にあつては、第3条に規定する資金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

(概算払の請求)

第10条 市町村長は、規則第16条の規定により資金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条2項第2号又は第3号に該当する者とする。

(書類の経由)

第12条 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- 一 別表の準備型、研修支援事業又は就農準備資金の交付対象者(千葉県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)で研修を受ける者を除く。)にあつては、研修地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とするものとする。
- 二 別表の準備型、研修支援事業又は就農準備資金の交付対象者のうち農業大学校で研修を受ける者にあつては、農業大学校を提出の窓口とする。
- 三 別表の準備型、経営開始型、推進事業、経営発展支援金事業、就農準備資金又は経営開始資金を実施する市町村にあつては、所轄の県農業事務所を提出の窓口とする。

なお、市町村が県に提出する書類は、正副2部を提出するものとする。

附 則

この要綱は平成24年8月21日から施行し、平成24年度予算に係る給付金から適用する。

附 則

この要綱は平成25年3月29日から施行し、平成25年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は平成25年6月27日から施行し、平成25年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は平成26年5月20日から施行し、平成26年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は平成27年3月30日から施行し、平成26年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行し、平成29年度予算に係る資金から適用する。

附 則

この要綱は令和元年7月3日から施行し、令和元年度予算に係る資金から適用する。

附 則

この要綱は令和2年7月3日から施行し、令和2年度予算に係る資金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月27日から施行し、令和3年度予算に係る資金から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る資金から適用する。

別表（第2条、第4条）

事業名	区分	経費	交付率	重要な変更
農業次世代人材投資事業	1 準備型	就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に交付する資金又は市町村が就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内)	準備型、経営開始型、推進事業、経営発展支援金事業及び研修支援事業の間での資金の流用
	2 経営開始型	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費	令和3年度の採択者については、経営開始1年目から3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。 令和2年度以前の採択者については、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資	

		<p>金を除く。)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。</p> <p>なお、旧次世代実施要領第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、(2)のアに1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。</p>
3 推進事業	市町村が資金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費	定額
4 経営発展支援金事業	市町村が新規就農者の経営発展に向けた取組を支援する事業に要する経費	<p>旧次世代実施要領第10の2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、令和3年度の採択者については150万円以内の額、令和2年度以前の採択者については交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円の</p>

			いずれか低い額以内の額とする。	
	5 研修支援事業	就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に交付する資金	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内)	
千葉県 就農準備資金・経営開始資金	1 就農準備資金	就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に交付する資金又は市町村が就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内)	就農準備資金、経営開始資金、推進事業の間での資金の流用
	2 経営開始資金	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内) なお、就農準備資金等実施要領第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、(2)のアに1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。	

	3 推進事業	市町村が資金の 交付等に係る推進 事務を行うのに要 する経費	定額
--	--------	---	----

別記様式第1号（第3条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業次世代人材投資事業等交付要綱
第3条に基づき資金 〇〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請します。

記

別紙のとおり

- (注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

別記様式第1号の別紙

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

区 分※	交付事業に要する 経費（又は交付事 業に要した経費） （A+B）	負担区分		備 考
		国庫補助金 （A）	そ の 他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

※区分には次世代実施要領第3又は就農準備資金等実施要領第3の事業の種類を記入する。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

（2）支出の部

区 分※	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※区分には次世代実施要領第3又は就農準備資金等実施要領第3の事業の種類を記入する。

別記様式第2号（第5条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（○○○○○）変更承認申請書

番
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長 ○○○○

年 月 日付け 指令第 号により交付決定通知のあった農業次世代人材投資事業等について、下記のとおり変更したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づき申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容（別記様式第1号の別紙に準ずる。）

- (注) 1 標題の（○○○○○）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
3 交付決定により決定された事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業次世代人材投資事業等について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況（第〇四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

- (注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
3 区分欄には、別記様式第1号の記の「2経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第7条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇）実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 指令第 号により交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

記

(注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。

2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

3 記の記載事項は、別記様式第1号の別紙の記載内容に準ずる。

なお、交付額等に軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

4 添付書類として、資金の支払いが確認できる書類を添付すること。

また、推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿の写しを添付すること。

別記様式第5号（第9条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇）交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 達第 号で額の確定のあった 年度農業次世代人材投資事業等に係る資金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)=(A)-(B)	備 考
合 計				

- (注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

別記様式第6号（第10条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった 年度農業次世代人材投資事業等に係る資金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

区 分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 高 (D) = (A) - (B) - (C)	備 考
合 計					

- (注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

【参考】

農業次世代人材投資事業実施要項（令和3年4月27日施行）別紙様式第3号-1（第3条関係）

農業次世代人材投資資金（準備型）交付申請書

（交付申請書兼請求書兼実績報告書）

年 月 日

様

住 所
氏 名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（3）及び農業次世代人材投資事業交付要綱（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第3条、農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第6の1の（3）の規定に基づき担い手第 号 で承認を受けた農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を申請します。

なお、農業次世代人材投資事業交付要綱第8条の規定により資金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

交付対象期間（交付対象の研修期間）	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
研修機関等			
交付申請額	0 0 0円		
交付対象期間における、常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない		
交付対象期間における、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		

資金の振込口座※

金融機関名	銀行	信用金庫	信用組合	店・所	出張所	
	労働金庫	農業協同組合	信用農業協同組合連合会			
	金融機関コード					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
郵便局	記号		(当座)番号			
口座名義人	(ふりがな)氏名					

添付書類：別紙様式第19号の別紙「個人情報の取り扱い」※

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

【参考】

千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要項 別紙様式第3号（第3条関係）

就農準備資金交付申請書
(交付申請書兼請求書兼実績報告書)

年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（3）、農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第3条、千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の1の（3）の規定に基づき担い手第 号で承認を受けた就農準備資金の交付を申請します。

なお、農業次世代人材投資事業等交付要綱第8条の規定により資金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

交付対象期間（交付対象の研修期間）	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
研修機関等			
交付申請額	0 0 0円		
交付対象期間における、常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない		
交付対象期間における、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		

資金の振込口座※

金融機関店名	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所	出張所
	金融機関コード				
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号		
	郵便局	記号	(当座)番号		
口座名義人	(ふりがな)氏名				

添付書類：別紙様式第19号の別紙「個人情報の取り扱い」※

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

【参考】

農業次世代人材投資事業実施要項(令和3年4月27日施行)別紙様式第6号-1(第5条関係)

中止届

年 月 日

様

氏名

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(5)及び農業次世代人材投資事業交付要綱(平成24年8月21日付け担い手第691号制定)第5条第2項、農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年8月21日付け担い手第691号制定)第6の1の(5)の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の(4)」とする。

【参考】

農業次世代人材投資事業実施要項（令和3年4月27日施行）別紙様式第7号-1（第5条関係）

休 止 届

年 月 日

様

氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（6）及び農業次世代人材投資事業交付要綱（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第5条第2項、農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第6の1の（6）の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の（5）」とする。

【参考】

農業次世代人材投資事業実施要項(令和3年4月27日施行)別紙様式第8号-1(第5条関係)

研修再開届

年 月 日

様

氏名

農業次世代人材投資資金(準備型)の受給を再開しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(6)及び農業次世代人材投資事業交付要綱(平成24年8月21日付け担い手第691号制定)第5条第2項、農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年8月21日付け担い手第691号制定)第6の1の(6)の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

【参考】

千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要項 別紙様式第6号（第5条関係）

中止届

年 月 日

様

氏名

就農準備資金⁽¹⁾の受給を中止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の(5)⁽²⁾及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の1の(5)⁽²⁾の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

※ 経営開始資金の場合は下線部（1）は、「経営開始資金」、下線部（2）は経営開始資金の場合は「2の（4）」とする。

【参考】

千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要項 第7号（第5条関係）

休 止 届

年 月 日

様

氏 名

就農準備資金⁽¹⁾の受給を休止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の(6)⁽²⁾及び農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成24年8月21日付け担い手第691号）第5条第2項、千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の1の(6)⁽²⁾の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

※ 経営開始資金の場合は下線部（1）は、「経営開始資金」、下線部（2）は、「2の（5）」とする。

【参考】

千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要項 別紙様式第8号（第5条関係）

研修再開届

年 月 日

様

氏名

就農準備資金の受給を再開しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（6）及び農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成24年8月21日付け担い手第691号）第5条第2項、千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の1の（6）の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日